平成２５年（フ）第８１６号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目16番地13号
破産者　有限会社ホットアップ
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１７号
東京都調布市柴崎２丁目18番地21、破産手続開始決定時の住所東京都調布市柴崎２丁目18番地22
破産者　佐々木アヤ子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１８号
東京都調布市柴崎２丁目18番地21、破産手続開始決定時の住所東京都調布市柴崎２丁目18番地22
破産者　佐々木幹哉
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４２号
東京都立川市一番町４丁目13番地の１ラ・ルミナール502号
破産者　中嶋　季子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１５５号
東京都八王子市鑓水2025番地アゼリアＡ棟102号
破産者　笹野佳代子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４９１号
横浜市鶴見区汐入町３丁目49番地９
破産者　成和産業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
新潟県阿賀野市保田千刈911番地の１
破産者　株式会社カトーホーム
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３７２号
愛知県小牧市外堀１丁目32番地　ドムールＡＫＩ202号室、前住所岐阜県瑞穂市古橋1573番地６
破産者　小川　正義
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４２７号
岐阜県本巣市文殊64番地19
破産者　河村　宏美（旧姓堀場）
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
静岡県田方郡函南町柏谷５番地
破産者　はたやま鐵筋建設株式会社
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
三重県伊勢市中村町桜が丘100番地９、前住所三重県伊勢市岡本１丁目15番25号
破産者　井上　　武
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１３３６号
京都市伏見区羽束師古川町282番地
破産者　有限会社ＹＡＧＯＵ運送
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
京都市中京区夷川通富小路西入俵屋町304番地
破産者　有限会社スライブ
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字北の組60番地
破産者　兵庫海運有限会社
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１６０号
札幌市北区篠路８条４丁目１番59号　エスポワールＡ１号
破産者　岩井　幸子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４０号
札幌市東区北11条東14丁目２番７―303号
破産者　佐々木正弘
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3946番地15、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保703番地９
破産者　高橋　明志
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６６２号
埼玉県富士見市榎町24番地　富士見ニューライフ317
破産者　會澤由紀男
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０２号
埼玉県川越市大字寺尾1029番地７、前住所埼玉県川越市大字南田島2491番地56
破産者　太田　　誠
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６７号
神奈川県平塚市東中原２丁目16番４―202号　ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ平塚中央
破産者　藤森　佳典
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部